

佐賀県告示第百二十五号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（昭和五十年佐賀県告示第六十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 規制地域中「からトまで」を「からコまで」に、「ナからネまで」を「サ及びシ」に改め、アからコまでを削り、サをアとし、シからトまでをイからコマでとし、ナ及びニを削り、ヌをサとし、ネをシとする。

「並びに関係市役所」を削る。